

議案第 20 号

境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部  
を改正する条例

境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成27年境港市  
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「公告」を「公表」に改める。

第9条第2項中「、翌々事業年度」を「、これらを、その作成の日から起算して5  
年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年が経過する日の属する」  
を「5年が経過した日を含む」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に開始する事業年度又は支給する助成金に係る書類につい  
ては、この条例による改正後の境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等  
に関する条例第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 指定申出の周知方法の改正（第3条関係）  
申請があった旨及び申請のあった年月日等の事項の周知方法を公表に改める。
- 2 役員報酬規程等の備置期間の延長（第9条関係）  
控除対象特定非営利活動法人に係る役員報酬規程等の備置期間を、5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間に延長する。
- 3 施行期日  
平成29年4月1日

議案第 2 1 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 3 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例等の一部を改正する条例(平成28年境港市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(境港市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、境港市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「(」、第53条の7、第67条」を「)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項」に、「」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条の改正規定を削り、同条例第87条の改正規定を次のように改める。

第87条第1項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第1条のうち、境港市税条例第88条から第91条までの改正規定を削る。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 境港市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」を「)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項」に改め、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(軽自動車税の課税免除)

第81条の9 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であって使用しない軽自動車等

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

- 「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円  
3輪のもの 年額3,900円  
4輪以上のもの  
乗用のもの 営業用 年額6,900円  
自家用 年額10,800円  
貨物用のもの 営業用 年額3,800円  
自家用 年額5,000円  
専ら雪上を走行するもの 年額3,600円」を  
「(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円  
(イ) 3輪のもの 年額3,900円  
(ウ) 4輪以上のもの  
(i) 乗用のもの 営業用 年額6,900円  
自家用 年額10,800円  
(ii) 貨物用のもの 営業用 年額3,800円  
自家用 年額5,000円  
(iii) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円」

に改め、同号イ中

- 「農耕作業用のもの 年額2,400円  
その他のもの 年額5,900円」を  
「(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円  
(イ) その他のもの 年額5,900円」

に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「専用するものと認める」を「専用する」に、「軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる



軽自動車等」を「掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同項第1号中「運転するもののうち、市長が必要と認めるもの」を「運転するもの」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正）」を付し、同条のうち、境港市税条例の一部を改正する条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 境港市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、鳥取県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、鳥取県におけ

る自動車税の環境性能割の非課税の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、第81条の9の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として鳥取県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第4項及び第5項」を「第3項及び第4項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中市税条例第87条の改正規定、第2条中昭和38年改正条例附則第16

条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

- (4) 第1条の2、第2条の2及び第3条の規定並びに平成27年改正条例附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の市税条例（以下「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「新第一部改正条例」を「第2条の2の規定による改正後の一部改正条例（以下「31年新第一部改正条例」という。）」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「新第一部改正条例」を「31年新第一部改正条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新第一部改正条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長（附則第7条の3の2関係）

[現行] [改正後]

入居条件 平成31年以前 → 平成33年以前

控除適用期限 平成41年度まで → 平成43年度まで

### 2 消費税率引上げ時期の変更に伴う所要の改正（平成28年境港市税条例第32号の改正第2条中附則第16条、第2条の2中附則第16条、附則第1条、附則第2条の2、附則第3条の2、附則第4条関係）

法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期の変更に伴う所要の改正

法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期

[変更前] 平成29年4月1日 → [変更後] 平成31年10月1日

### 3 施行期日

公布の日

議案第 22 号

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第8号」を「第6号」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）別表第7号及び第8号に掲げる者にあつては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額

第3条の2第1項中「訪問看護事業を行う事業所」を「訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）」に改め、同条第2項中「健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所」を「訪問看護事業所」に改め、同項の表中「訪問看護療養費の給付」を「訪問看護療養費の給付（以下「訪問看護療養給付」という。）」に改め、同条第3項中「保険医療機関ごと」を「保険医療機関又は訪問看護事業所ごと」に、「第5項」を「第6項」に、「、外来給付にあつては」を「、外来給付又は訪問看護療養給付にあつては」に、「保険医療機関において外来給付を」を「保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を」に、「外来給付を除き」を「外来給付又は訪問看護療養給付を除き」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第3項又は第4項」に、「同項」を「第3項又は第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「保険医療機関」を「保険医療機関又は訪問看護事業所」に、「額とする。）を」を「額とする。）を、訪問看護療養給付にあつては健康保険法第88条第4項の規定により算出した額に社会保険各法に定める被保険者に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前条第2項第4号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第6項に規定する者を除く。）が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

第4条第1項中「訪問看護ステーション」を「訪問看護事業所」に、「第3号」を「第6号」に改める。

第7条中「医療費受給者」を「医療費受給者（別表第7号又は第8号に掲げる者を除く。）」に改める。

第8条中「第3項」を「第3項又は第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の境港市特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 助成対象経費の拡大（第3条、第3条の2、第4条関係）  
特定疾病、ひとり親家庭、小児の助成対象となる経費に、訪問看護に係る経費を追加することによる所要の整理
  
- 2 施行期日  
平成29年4月1日



議案第 23 号

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例

境港市児童クラブ条例（平成13年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項の表中

「

上道児童クラブ	上道小学校	1年から3年まで
余子児童クラブ	余子小学校	1年から3年まで

」を

「

上道児童クラブ	上道小学校	1年から6年まで
余子児童クラブ	余子小学校	1年から6年まで

」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 児童クラブの入会対象児童の拡大（第3条関係）  
上道児童クラブ及び余子児童クラブについて、対象学年を次のとおり拡大する。  
[現 行] 1年から3年まで  
[改正後] 1年から6年まで
  
- 2 施行期日  
平成29年4月1日

議案第 24 号

境港市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市介護保険条例の一部を改正する条例

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第7条 平成29年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1）令附則第20条第1項第1号に掲げる者 37,300円
- （2）令附則第20条第1項第2号に掲げる者 54,500円
- （3）令附則第20条第1項第3号に掲げる者 54,500円
- （4）令附則第20条第1項第4号に掲げる者 67,200円
- （5）令附則第20条第1項第5号に掲げる者 74,700円
- （6）次のいずれかに該当する者 89,600円

ア 合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

- （7）次のいずれかに該当する者 97,100円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

- （8）次のいずれかに該当する者 112,000円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

- （9）次のいずれかに該当する者 126,900円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 134,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,600円とする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 法令による判定指標見直しに伴う規定の整理（附則第7条関係）  
介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料率の特例の判定に、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いるための所要の整理
- 2 低所得者の保険料率の軽減（附則第7条関係）  
平成27年度及び平成28年度に引き続き、低所得者に対する軽減強化を図り、その保険料（年額）を33,600円に軽減する。
- 3 施行期日  
平成29年4月1日

議案第 25 号

境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治



## 境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例（平成18年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「介護予防事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44第1項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）」を「介護予防事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）居宅要支援被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。
- （2）事業対象者 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）に記入された内容が同基準様式2に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。

第3条第1号中「通所型介護予防事業」を「通所型サービス事業」に、「健康状態の確認、機能訓練、生活指導等を実施し」を「、居宅要支援被保険者等に対して、レクリエーション、運動等を実施し」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「特定高齢者」を「事業対象者」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条中「、対象事業」を「、介護予防生活管理指導短期宿泊事業」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

介護予防事業

事業の名称	手数料の金額
通所型サービス事業	1回当たり200円
介護予防生活管理指導短期宿泊事業	1日当たり450円

備考

- 1 通所型サービス事業の利用に当たり、第1号被保険者であつて、かつ、介護保険法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合には、手数料は、1回当たり400円とする。
- 2 介護予防生活管理指導短期宿泊事業の利用に当たり、併せて送迎サービスを利用する場合には、手数料は、この表に規定する手数料に送迎の片道につき180円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 事業の対象者の変更（第2条関係）

通所型サービス事業及び介護予防生活管理指導短期宿泊事業の対象者の変更

[改正前] 特定高齢者（要介護状態又は要支援状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると市長が認める65歳以上の者）

[改正後] 居宅要支援被保険者等又は事業対象者

### 2 対象事業と手数料の変更（第3条、別表関係）

介護予防ホームヘルプ事業を廃止し、通所型介護予防事業に替わり、通所型サービス事業を実施することに伴い、新たに手数料を設定する。

### 3 施行期日

平成29年4月1日